

民法・物権、担保物権 解説レジュメ

1. 出題趣旨

本問は、集合流動動産譲渡担保という出題を通じて、担保権についての基本的な理解を問う問題である。題材は、最高裁判所平成22年12月2日決定民集64巻8号1990頁である。

注意してもらいたいことは、譲渡担保ないしは集合流動動産譲渡担保についての学説についての知識の量を問うているのではない。

物権については物権法定主義が民法上の大原則とされているにも関わらず、なぜ解釈論として譲渡担保が肯定されているのか、その中でも動産譲渡担保、集合動産譲渡担保、集合流動動産譲渡担保（構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保）がなぜ必要とされているのかを考えてもらいたかった。

譲渡担保については、法律の規定（条文）がないため、最高裁のものも含め多数の裁判例が下されており、また、学説も多岐に渡っている。しかしながら、結果の妥当性について配慮した結論は、それほど差異が生じていないというのが出題者の受けている印象である。

ただし、その中で保険金請求権に物上代位の効力が及ぶかどうかについては、抵当権における論点と同様、担保権の果たす役割を考えるに良い題材であると考えて出題した。

本問では、以上のように担保権の制度趣旨に遡って思考し、論理を組み立て、設問2と設問3を比較しながら事案分析を行うことが求められる。

2. 設問1

司法試験、司法試験予備試験が、法律実務家の資格試験である以上（司法試験法）、条文の解釈をしなければならない。譲渡担保についていえば、そのような担保物権を定めている条文がないことを意識する必要がある。

答案にそのことを明確に記述することが望ましいが、例えば、「譲渡担保については、判例上実務上確立していて、物権法定主義に違反するものではない」ことを指摘するだけでも採点者に評価されると考える。

譲渡担保については条文がないため、以下に挙げるように様々な学説が唱えられているが、本各設問ではその知識の量を問うているのではない。

設問1. では、譲渡担保という担保物権を肯定する必要性（動産を目的とする担保物権である質権では、担保権設定者は動産を利用（使用収益）することはできない）と、集合流動動産譲渡担保を肯定する必要性とその成立要件について、制度趣旨に遡って論理的に組み立てられていれば十分である（もちろん学説を正確に理解し、展開できていれば加点事由となる）。

(1) 譲渡担保の法的構成

① 所有権的構成

目的物の所有権を譲渡担保権者に移転するという形式を重視し、目的物の所有権は譲渡担保権者に完全に移転していると捉える。

もともと、譲渡担保権者、移転を受けた目的物の所有権を担保目的を超えて行使しないという拘束を受ける（債権的効力）。

② 担保的構成

譲渡担保が債権担保を目的としているに過ぎないことを重視して、一方で譲渡担保権者を完全な所有権者とせず、他方で設定者にも目的物についての何らかの物権が帰属していると解する（通説）。

(2) 集合流動動産譲渡担保の本質

① 分析論

個々の動産が、集合体に加算することを停止条件として譲渡担保の目的物となり、搬出されて集合体から分離することを解除条件として譲渡担保の目的物でなくなる、という契約であると捉える説（旧通説）。

③ 集合物論

内容の変動する一つの集合物という観念を認め、その集合物に譲渡担保が設定され、あとはその内容が変動しているだけであると捉える説（判例、通説）。

上記学説の対立は、詐害行為取消権・倒産法の否認権、対抗要件の具備に差が生ずるとされているが、本各設問は譲渡担保権者と譲渡担保権設定者の間の問題なので、深く吟味する必要はない。

むしろ、対抗要件（占有改定の有無）などについて詳細に論ずる（検討する）ことは、採点者に出題意図を捉えていないという印象を受けさせるので、余剰記載となろう。

(3) 目的物の特定

どの動産が譲渡担保の目的物になるか（集合物論の立場からは、どの動産が集合物を構成するのか）を明確にするためには、目的物（集合物）の範囲が特定されていなければならない。

判例は、一般論として、「その種類・所在場所及び量的範囲を指定するなど」の方法によるものとしており、学説もこの3つの基準を挙げるのが通常である。

3. 設問2

設問2においては、譲渡担保権者は、譲渡担保権設定者が取得した共済金（保険金）請求権に物上代位できるかどうか問われている。

集合流動動産譲渡担保固有の論点を勉強していなくとも、抵当権についての典型的論点である「保険金請求権と物上代位」をきちんと理解していれば、応用できるはずである。

したがって、ここでも学説についての知識量を問うているのではない。集合流動動産譲渡担保の制度趣旨に遡って自説を理論的に組み立てられていることが肝要である。

(1) 保険金請求権と物上代位

① 否定説

保険金は保険契約を基礎とするものであり、担保目的物から当然に発生する価値的な代替物ではない。この観点から保険金請求権への物上代位を否定する。

② 肯定説

物上代位が政策的に最も必要とされるのは保険金請求権であること、保険金請求権を物上代位の対象とすることは当事者の（合理的）意思に合致することから、保険金請求権への物上代位を肯定する。

(2) 譲渡担保と物上代位

① 否定説

物上代位を認めると譲渡担保権者に所有権以上の権利を認めることになるとして全面的に否定する。

② 肯定説

抵当権の場合に保険金請求権に対する物上代位を認める理由は、譲渡担保の場合でも異ならないとして肯定する（有力説）。

当てはめにおいて着目すべき事実は、次項（設問3. の解説）で検討する。

4. 設問3

設問3においては、保険金請求権への物上代位が肯定されるとしても、譲渡担保権者（債権者）は、保険金請求権が発生していればいつでも行使して差押えできるかどうか問われている。

この問題については「集合物の固定化」という論点があるが、その知識の有無を問うているのではない。集合流動動産譲渡担保は債権者を（担保によって）保護するための制度であるが、譲渡担保権設定者（債務者）にとっては、正に目的物動産を用いて（流動させて）使用収益し、もって債務を弁済させることに眼目があることを理解していれば、設問2. との異動に着目し、結論を導くことができるはずである。

☆ 当てはめにおいて着目すべき事実

- ・ 養殖施設および同施設内の養殖魚を目的物とすることは「特定」が肯定される事実といえることができる〔設問1〕。
- ・ XY間の譲渡担保権設定契約において「Yが養殖魚を販売できること」「販売した時には養殖魚を補充すること」などが定められていたということは、養殖業が継続され、担保価値が維持されている限り、Yは譲渡担保権を実行しないことが当事者の意思であったといえることができる〔設問3〕
- ・ Yが漁業共済金（保険金）請求権を取得した時点で廃業していたこと、貸付金債務の期限の利益を喪失していたことは、事業を継続する必要性がなくなったことを意味し、共済金（保険金）請求権に対する物上代位を肯定できる要素となる〔設問2〕
- ・ 赤潮被害にはあったが、半数の養殖魚が生存し、Yが養殖業を継続している場合、販売した養殖魚の代金支払い請求権はもちろん、漁業共済（保険金）請求権も、稚魚の仕入れや養殖設備の修繕などに用いられる限り、「通常の営業の範囲」内のものとして（集合物の「固定化」は認められず）、物上代位を否定する方向の事実といえることができる〔設問3〕

【参考文献】

1. 最高裁判所平成22年12月2日決定民集64巻8号1990頁
最高裁判所判例解説 民事篇 平成二十二年度（下）
2. 道垣内弘人著「担保物権法 [第4版]」有斐閣 2017/06/01
3. 近江幸治著「民放講義Ⅲ 担保物権 2007/04/20

以上